

令和8年度山口県教育委員会免許法認定講習（幼稚園免許対象講座）希望聴講 実施要項

1 目的

幼稚園教諭免許状を取得するために必要な単位修得者以外にも、希望する者の講座受講（以下、希望聴講）を実施することで、学びの場を提供し、山口県の乳幼児期の教育及び保育の質の向上を図る。

2 聴講対象者

幼児教育に関心がある者（施設類型及び保有免許は問わない）

3 開設講座等一覧

	開設講座名 (中心となる領域)	講師	内容	開催日【会場】
J	教職論 (R8)	鳴門教育大学 教授 湯地 宏樹	幼稚園におけるマネジメントの基礎、幼稚園教育要領の基礎、組織運営などについて学びます。	7月21日(火) ～7月22日(水) 【オンライン】
K	教育原理 (R8)	宇部フロンティア大学 教授 伊藤 一統	現代の教育制度、生涯学習社会、そして教育改革の動向と課題について学びます。	8月1日(土) 8月2日(日) 【YMfg 維新セミナーパーク】
L	幼児理解と教育相談 (R8)	山口芸術短期大学 准教授 上村 有平	気になる行動の背景、発達段階の理解、子どものシグナルへの気づき等について学びます。	8月20日(木) 【山口県庁】 9月5日(土) 【YMfg 維新セミナーパーク】
M	幼児と人間理解 (R8)	山口大学 教授 白石 敏行	子どもの発達過程や、発達過程を促進する養育者との関係及び、幼児の人間関係の発達を促すための保育者の関わり等について学びます。	8月25日(火) 8月26日(水) 【オンライン】
N	保育内容指導法(言葉) (R8)	山口大学 教授 中島 寿子	保育内容「言葉」のねらい及び内容、環境構成・援助の方法について、様々な事例をもとに話し合いながら学びます。	9月19日(土) 【オンライン】 10月17日(土) 【YMfg 維新セミナーパーク】

#### 4 講習時間割

日 程	9:00～9:15	第1時限 9:15～ 10:45	休憩	第2時限 11:00～ 12:30	昼食	第3時限 13:30～ 15:00	休憩	第4時限 15:15～ 16:45
第1日目	オリエンテーション	講義・ 演習①	休憩	講義・ 演習②	昼食	講義・ 演習③	休憩	講義・ 演習④
第2日目		講義・ 演習⑤	休憩	講義・ 演習⑥	昼食	講義・ 演習⑦	休憩	講義・ 演習⑧

※ 希望聴講は、試験やレポートはありません。また、講座によっては、第2日目の第4時限目がない場合もあります。

#### 5 受講料

1科目当たり1,800円を山口県収入証紙により徴収します。

#### 6 聴講者持参物等

記号	開設講座名	使用テキスト・その他 ※使用テキストは、事前に各自で準備しておくこと
J	教職論 (R8)	【持参物】 講義開始前までに送付した資料 【使用テキスト】 『幼稚園教育要領解説』または『幼保型連携認定こども園教育・保育要領解説』
K	教育原理 (R8)	【持参物】 特になし
L	幼児理解と教育相談 (R8)	【持参物】 特になし
M	幼児と人間理解 (R8)	【持参物】 講義開始までに送付した資料
N	保育内容指導法（言葉） (R8)	【持参物】 第1回：事前に送付した資料 第2回：第1回で説明した課題レポート (さらに持参物がある場合、第1回講習の際に説明) 【使用テキスト】 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館2018

## 7 聴講までの流れ

- (1) 以下の URL または二次元コードからアクセスし、申し込んでください。

<https://forms.cloud.microsoft/r/sLxaT0da1V>



**申込期間は6月16日～7月7日です。（免許状取得のための認定講習とは期間が異なりますので、御注意ください。）**

- (2) 山口県乳幼児の育ちと学び支援センターから、申込時の登録アドレス宛に聴講の可否及び受講料支払用紙、連絡事項を送付します。
- (3) 聴講者は、受講料支払用紙に必要事項を記入の上、山口県収入証紙1,800円分を貼付し以下の期日までに乳幼児の育ちと学び支援センターに送付してください。  
(講座J…7月14日、講座K…7月24日、講座L…8月13日、  
講座M…8月18日、講座N…9月11日)

**※1日のみの参加（体調不良等）でも受講料は1,800円となります。（返金不可）**

## 8 その他

- (1) この希望聴講研修は、処遇改善加算等加算区分3の対象研修となりますので、修了後、受講証明書を発行します。（対象：私立幼稚園協会所属園からの聴講者）
- (2) **免許状取得のための認定講習とは異なりますので御注意ください。**

**免許状取得のための認定講習への申込みについては、別途「令和8年度山口県教育委員会免許法認定講習実施要項」又は山口県Webページを御参照ください。**